

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《都島区》

■日 時：平成28年9月10日(土) 18:30～20:30

■場 所：都島区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長でございます。

松井大阪府知事でございます。

林田都島区長でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長でございます。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

そのほか事務局職員についてはご紹介を省略させていただきます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

後ほど吉村市長よりご挨拶とご説明のほうがございますが、まず、開催に当たりまして副首都推進局長の手向のほうから本説明会の開催趣旨を申し上げさせていただきます。

(手向副首都推進局長)

ただいま紹介ございました手向でございます。

本日は、大変皆様ご多忙の中、総合区・特別区という新たな大都市制度に関する意見募集・説明会にご参画いただきましてまことにありがとうございます。

後ほど吉村市長から、こういう説明会を開催するに至りました背景等につきましてご説明がございますが、私のほうから簡単に開催趣旨について申し上げます。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪の実現に向けた取り組みを行っておりますが、それにふさわしい行政機構としてどういうものが市民の皆様、そして大阪の発展にとって一番望ましいのかということにつきまして、府と市が一緒になって取り組むため、本年4月に私どもの副首都推進局というものが、府市の共同組織という形で設置されました。そこで現在新たな大都市制度についての検討を進めているところでございます。

この検討をより深めてまいりますために、総合区制度、それから特別区制度について、本日のように市民の皆様からご意見をお伺いして、今後の制度設計の参考として活用していきたいと考えております。

本日の意見募集・説明会につきましては大阪市が行政として開催するものであり、制度案の優劣をつけたり、あるいは、どちらかの制度を選択していただく場ではございませんので、制度と関係のないご発言でありますとか、あるいは政治的な主張といった、

行政が行う説明会の開催趣旨にそぐわないようなご発言につきましては、この場ではご遠慮いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、皆様からできるだけ多くのご意見をお伺いできますよう、事務局のほうでもわかりやすい説明に努めてまいりたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、林田都島区長よりご挨拶申し上げます。

(林田都島区長)

皆さん、こんばんは。都島区長の林田でございます。本日土曜日の夕刻というお出ましにくい中、特別区・総合区、新たな大都市制度に関する意見募集説明会に多くご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

都島区外からご参加いただいている方、いらっしゃるとお聞きしております。改めてご紹介申し上げますと、都島区、当区は川で三方を囲まれております、淀川、大川、寝屋川と。そして、水と緑にあふれた美しいまちでございます。

私、4月に赴任させていただきまして、本当に皆様方に温かく迎えていただきました。そして、いろんな会合に参加させていただく中で、皆様が当区を非常に愛し、そして大阪のことを考えておられるということ、身をもって感じているところでございます。

私どもといたしましても、区政会議などを通じまして、区民の皆様のご意見を十分お聞きし、そして、「広報みやこじま」などで情報発信をしてみたいというふうに考えております。また、区シティ・マネでもございますので、区独自の施策、充実してみたいというふうに考えております。

本日の今後の区のあり方ということでございますので、皆様、十分お聞きいただきまして、また、区の区民サービスにもかかわってまいります。皆様の忌憚のないご質問、またご意見を多くいただくことを願っている次第でございます。

2週間後には、話変わりますけれども、ご存じのように区民祭り、3万2,000人ご参加いただいております。桜之宮公園で行われますので、これにもぜひ多くの方にご参加いただけますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私のほうから簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長のほうから大都市制度改革の必要性についてご説明させていただいた後、お手元の資料に沿いまして事務局よりご説明をさせていただきます。

ここままで約1時間程度でございます。その後、皆様方から説明内容に対するご質問やご意見を約1時間お聞かせ願いたいと存じております。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますよう、よろし

くお願いいたします。

それでは、早速、説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしく申し上げます。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。大阪市長の吉村でございます。

ちょっと、前でお話しさせていただきます。

今日は土曜日の夕方という本当に集まりにくい時間にこのようにご参加いただきまして、本当にありがとうございます。まず感謝申し上げます。お休みの日ですから、本当であれば家でゆっくりされたり、お出かけされたりというところなのかなというふうに思うんですけども、この大阪の大都市の制度のあり方ということに、意見を伺うというところに皆さんご参加いただいたこと、本当にありがたいなと思います。感謝です。

この制度の説明ってちょっとやっぱりわかりにくいんですね。例えば具体の政策だったらわかりやすいんです。今度補正予算でこういうのを例えばやります、介護ロボットという例えば介護の現場でなかなか非常に負担が大きい、それを軽くしようというので介護ロボットというのを導入するところには補助をつけるとか、あるいは待機児童が多いので待機児童の問題はこうしましょう、そういう具体の政策の話ならまだ皆さん取っつきやすいと思うんですけども、この制度というのはちょっとわかりにくいところがある。しかしながらですね、この制度のもとに政策が成り立っている。実行するには、どういう制度なのか、実行するのは役所組織ですから、そういう意味で皆さんの日常生活とか、これからの大阪の方向性とか、そういうことに非常に関係してくるのがこの制度のあり方なんです。

そういった意味で非常に今日は大事な説明会です。今日の説明会は、なぜ大都市制度改革が必要なのか、今の大阪が抱える問題点と、そして、それを解決するためにどういった制度を考えているのかといった制度のご説明、ご紹介をしたいと思います。

今日の説明会は、何かこの制度を採用してくださいとか、この制度を皆さん賛成してくださいとか、そういったことをやる会ではありません。こういった、僕がぜひ皆さんに認識共有させていただきたいと思うのは、大都市制度の改革、これ必要なんじゃないかなというところと、そして、制度としてはこういうものがあるんだなということのご理解と、それから、皆さんのご意見というのをいただきたいと思います。これから僕の任期の間、じっくりと皆さんの意見をお聞きしながら、それから議会の皆さんとも話をしながらいろいろ進めていきたいというふうに思っています。

では、まず、少し、ちょっと振り返っていきたく思うんですけども、大阪の課題を解決しようということで、昨年、皆さんご承知のとおり、5月17日に住民投票を行いました。その時はこういうことでした。大阪市と大阪府が抱える二重行政についてどう解決するのか。それは、1つ、役割分担を明確にして、いわゆる大阪市と大阪府でやっている大きな仕事については大阪府に一元化していきましょうと。それから、皆さんの近くでやっている住民サービスについては住民自治を拡充しましょうということで、5つの特別区をつくって、そこに権限を集中させていきましょうと、そういった特別区の設置の提案をさせていただきました。これについては今年の5月、賛成が69万票、反対が70万票という

ことで反対多数になりました。つまり、この特別区、昨年5月に提案した協定書というのは法的にはバツになり、なし、法的には不存在ということに今なっています。

しかしながら、この大阪の課題、これがどうやって解決していくか、そういうことについては不断の努力が僕は必要だと思っています。そういった意味で、昨年11月の選挙においても特別区を修正する案をつくらせてほしいという主張をさせていただいて、そして、市長にこういう形で、知事もそうですけれども、させていただいているというような現状です。その中で、じゃ、その課題をどうするかということで、副首都推進本部というのを立ち上げました。

1つ、大きなところとしては、今完全に東京一極集中になっていっている、その中で大阪は一方で低迷をしている。東の東京、ありますけれども、ここは東京一極じゃなくて、東西二極の一極を担うような、そんな大阪をつくっていくべきなんじゃないのかということでもあります。

そして1つは、そのためにどうするかということで、この大阪というエリアを成長させていくために、大阪市と大阪府が抱えているこの二重行政について、どういうふうに解消していったらいいだろうか、どういうふうに意思決定していったらいいだろうか、どういうふうに都市機能を強化していったらいいだろうかという問題点が1つ。

そして、もう1つが、人口減少が進んでいきますんでね、そんな中で住民の皆さんに最適なサービス、住民自治を拡充していくためにはどうしたらいいだろうかということの、この大きな2つの課題があると私は認識しています。

そして、その課題を解決しようということをして1つの目的として、ほかにも副首都推進局でやることはあるんですけども、これを1つの目的として、これを設置しています。

まず、今の人口の状況についてご説明したいと思います。これ、人口というのは当然、まちのパワーの原点ですから、少子高齢化でどんどん高齢者の方が増えてくる。そして働き手、生産人口が減ってくるというような、まさにまちの力に直結していきます。この人口の動向についてです。

今、このラインにいます。2015年。これが人口減少社会に入っていきます、長い目で見たときに。そして、その減りぐあいを各見ていただきたいのですが、例えば愛知県であれば、740万人というところが686万人ですけども、大阪はぐいっと下がってきています。大阪府、887万人が750万人、しかも2040年ですから、そんなに遠くない将来、大きな人口減少社会がやってくる見込みです。

それから、大阪市についてはもっと如実なんですけれども、大阪市については、これ名古屋、ほぼ横ばいでちょっと減っていますけれども、大阪市については今270万人いますけれども、今のこのままいけば230万人、2040年には230万人に減少する。非常に大きな人口減少、そして今、大阪は少子高齢化が非常に進んでいる状況です。

じゃ、経済規模どうなんですかということなんんですけども、この経済規模について、全国のシェアです。大阪府については9%程度ありました。これも、随分長いスパンで見たグラフなんですけれども、7%ぐらいに減ってっていると。そして如実なのが、やはり大阪市ですね。1970年台ですから40年ぐらい前から、長い目で見てどうなっていますかということなんんですけども、5.6%ぐらいあったのが3.7%ぐらい、特にこの大阪市内での域内総生産、経済力というか、その下がり方が顕著にあらわれているという実態が

あります。

それから、資本金1億円以上の企業数、つまりすごい大きな会社ですね。大きな会社についてどうふえたり減ったりしているか、これ、15年単位で見た、長い単位で見たグラフですけれども、都道府県全域でいきますと東京都はふえています。東京一極化が進んでいるということですね。東京、神奈川、つまり東京23区と横浜、このあたりがふえていると。一方で愛知、名古屋は横ばい、名古屋はちょっと減っていますけれども。一方で、大阪については大阪府が259、そして大阪市、ほぼ大阪市ということですね。大阪市域においては230の大企業、資本金1億円以上ですから、いわゆる大きな企業、本来、まちを引っ張っていくような大きな企業も、どんどんこちらのほうに流出していつているというような状況です。

これは、大阪の現状がどうなっているのかということなんですけれども、この青の色が濃いところに事業所が集積している、都心部になっているということです。会社が集中しているのが青い都心のところになります。この赤いのが大阪市です。これ、何を意味しているかということ、大阪というエリアは東京とかと違って、大阪市を中心にして発展してきました。つまり、まちのど真ん中、大阪市でこの経済というのが規模が膨らんできた。一方で大阪市というのは政令市、20個あるんですけれども、そのうち下から4番目の位置、大都市という意味では小さいエリアになるんですが、その大阪市という枠をどんどん事業所が乗り越えている、超えていつている。大阪全体に、この事業が広がっていつている。広域というか、大きな経済の規模という意味では、大阪市からどんどん広がってきているというような状況になっていると。非常にこの狭いエリアの中で府と市が、それぞれが広域行政、成長戦略、そういうものを担当しているというのが今の状況です。

じゃ、それに対してどう解決していくのかということなんですけれども、これ、二重行政というものがこれまでありました。これは紛れもない事実だと思います。ずっと言われてきて、大阪市と大阪府の二重行政どうするのというのは、皆さんもご承知のとおりだと思います。平成24年ぐらいから大阪市長、そして知事が同じ方向を向いて、大阪の成長というのは、これ、1つの方向でやっていこうよというのでさまざまな戦略を打ち立てています。

1つは、大阪の成長の戦略であったり、観光、増えてきていますね、今。観光の戦略であったり災害対策、津波、どうするのか、これは、津波は別に大和川から下と上で変わったりしませんので、大阪全体として津波対策をどうするのか、ランドデザインどうしようとか、文化どうするのか、そういった中の大阪府と市で、一体になって広域の戦略については取り組んでいると、そして今、それを実行していつているという現状です。

1つ、例えばこのインフラ、道路についての例なんですけれども、これ、こっちは東京、東京は環状線もできて、本当に今この環状線が非常に充実しています。都市のインフラを考えたときにどうしても高速道路、そして円を描く環状線というのが非常に重要になってきます。そういった中で東京は非常に進んでいつている。名古屋も、環状線については事業着手して、これはいわゆるミッシングリンクと言われるものがないような状況になっています。

一方では、大阪はどうかと見れば、今ここ、まさに都島も通りますけれども、淀川左岸線延伸部と言われているが、北区の豊崎の新御堂のあたりですね。そこからこの門真につながるところ、これが今完全に抜け落ちていつていると。これまでここはミッシングリンク

と言われていましたけれども、ここの豊崎は大阪市内、出て行って門真になると大阪府、市と府、これ一緒にやらないとできないところなんですけれども、これも完全に今まではほぼ無視されてきた。なかなか進んでこなかった。ただ、これは今、僕と松井知事で進めていっていますが、こういったことをしないと、これは環状線ができ上がれば、こっちの名古屋、京都につながっていく大きな湾岸間のルートができるわけで、この環状線を今進めていこうと、こういうことを一つとっても、例えばですけれども、こういうことをするにしても大阪市と大阪府が1つのやっぱり方向性を向かないとなかなか進まない。そしてこれまでなかなか進んでこなかったという現状もあるという状況です。これはあくまでも1つの道路の例です

そういったこともあって、大阪市と大阪府の二重行政の問題、どう解決していくのかということ、これが1つ大きな課題になり、そういう意味で今私も考えています。

そしてもう1つが、住民自治の拡充です。人口減少が進んでいく中でどうやって財源も限られていく中で、どうやって皆さんの声をできるだけ近くで聞いて、これを充実させていくかということについてです。

これも1つの例ですけれども、いわゆる児童虐待の件数の相談件数、これは非常に今増えていっています。こういったこと一つとっても、いわゆる住民サービスを広げて拡充して地域の皆さんの声を聞いて、できるだけそういったことをやっていくというのが非常に重要だというふうに思っています。これなんかは、今ちょうど、ことしの秋に2つ目の児童相談所を大阪市でつくりました、平野区に。そして今、北区にもう一つ、これやっぱり必要だろうということで今僕は着手していっています。これについては、いろいろ報道でもおかしいんじゃないとか言われていますが、そういったことをどんどんやっぺいかないといけない、そんな状況です。

次、待機児童です。待機児童も非常に多いんですけれども、非常にエリア差があります。例えば西区だと、毎年、西区は突出している。でも、ゼロのところも結構あるんですね。都島もどちらかという和多い方になります。ここ西区は突出している。こういった待機児童一つとっても、やはり地域の皆さんに近いところで意見を聞いて対策を練っていくということが必要な状況だというふうに思っています。

人口規模です。大阪市の人口は270万人です。市長が1人。例えばこの規模でどのぐらいかという、広島県で280万人、京都府で260万人。大体広島県とか京都府とか同じぐらいの規模があるのが大阪市。そして、それぞれ、じゃ、広島県で行政の長って、選挙で選ばれる長って何人いるのという23人ぐらい。京都府でも26人ぐらいということですね。

これは大都市が抱える課題でもありまして、ここに書いてあるのは大阪市が言っているわけではなくて、国に対する答申で言われていることです。

どういうことかという大都市の制度改革と、それから基礎自治体、つまり住民の皆さんの身近なところでやるサービスについての課題について、提案されています。どういうことが言われているかという、市役所の組織が大規模化してきている、それからカバーするサービスの範囲が非常に広い、個々の住民から遠くなる傾向がありますねと、そういったことが国でも指摘されているという現状です。

じゃ、そのために今何しているのかということなんですけれども、できる限り区長、区役所に権限を落としていこうというのを今取り組みとしてやっています。例えばどうい

とやるかという、住民サービス、身近なところについてはできるだけ区長に局の権限を移管していきましょと、それから区長を局長よりも上位に組織上、位置づけましょというようにもやっています。

ここで、局長とか出てくるんですけども、これ何かというと都島に区役所ありますけれども、市政の大体のことという、中之島で決めているんです。中之島に、例えばこども青少年局とか、財政局とか、何々局というそれぞれの局があります。それは全部中之島にほぼ集約してまして、一部ATCにもあつたりするんですけども、そこでほぼ決めています。それを実行するのが、出先機関のようなところに区役所があるというのが、これが正直なところの実態です。じゃ、それに対して少しでも変えていこうというので、局長よりも上に区長を位置づけて、できる限り皆さんの声を聞けるようにしようとしているのが、これが今の仕組みです。

人材についてもこれまでの固定観念にとらわれないような発想で、皆さんの声を聞いて行けるような仕組みにしようということで、内部の公務員の皆さんから、それから外部の一般の皆さんから、いずれにしても公募という形で手を挙げてもらって、きちっと選んでいこうというようなやり方を導入しています。

そういった形で、できる限りこれは区民参加の仕組みということで区政会議のような、都島もされていますけれども、区政会議のようなものつくって、できるだけ区民の皆さんに区政に参加していただくということをやっている、これが今の区政の取り組みです。

先ほど申し上げたとおり、ちょっとページ戻りますけれども、住民自治の拡充という意味のところ、それからいわゆる広域のところをどうするのかいう、この2つの課題があります。この2つの課題について、この制度についてしっかりと解決していこうということで、今、副首都推進局、副首都推進本部というのを立ち上げています。

じゃ、先ほどの大きな広域行政の話、この一元化の話と、それから住民自治を拡充しようという話、この話においてどういった制度があるんですかということについては、こういった制度があります。総合区、それから特別区という仕組みがあります。この総合区というのはどういうものかという、大阪市は存続します、大阪市は存続した上で住民自治を拡充するためにどうするかということなんですけれども、区長の権限をもっと強化していこうということです。市全体に関することは、大阪市が残りますから、当然市長がマネジメントしますが、総合区の区長というのは予算に対して意見を言っていたりすることができます。

そして、じゃ総合区の区長ってどうやって選ばれるのといえ、例えば市長だけが選ぶんじゃなくて、市長が提案して、そしてもう一つの住民の皆さんの代表である議会の同意を得て初めてそういった区長を選ぶ。つまり、そこで非常に権限を強化した形の区長を選びましょと、つくっていきましょということです。それによって住民の皆さんの近いところで、区政が、より充実したものにしていましょと、そういうことです。

それから、大阪市、大阪府の二重行政の問題はどうしましょということですけども、これについては話し合いです。話し合いで解決していこうという考え方です。今、僕と知事がやっているように、これを続けていきましょというのが基本的な考え方です。

じゃ、特別区はどういうことかという、これについては大阪市が廃止になります。行政体としての大阪市は廃止。じゃ、どうするのかといえ、住民が、前回の案でいえ5つ

のエリアに再編してそれぞれ選挙で区長を選びましょうと、当然その区長は選挙で選ばれるわけですから、その区長が予算をつかって、その区の中での住民自治を拡充していく、もちろん住民の皆さんの近いところの区長、選挙で選ばれる区長を選びましょうというのがこの住民自治の拡充のやり方。そしてもう一つ、大阪市、大阪府の二重行政どうするのということについては、これは制度として大阪市、大阪府も新しい大阪府に広域の機能を一元化していく、制度を1つにするという、制度としても解消するというやり方です。

もうちょっとだけ詳しく言うと、総合区については、誰がそのまちのトップになるんですかといえば、大阪市は残りますから、当然、市長になります。区長はどうやって選ぶのということですが、先ほど言ったとおり、議会の同意を得て市長が特別職という、一般の公務員の扱いとはちょっと違う立場、例えば副市長とか副知事がこれに当たるんですけれども、一定の強い権限を持つ区長を選び、つくりましょうということです。

教育委員会、これは市が1つですから当然1つですし、議会も市議会も1つ、そして、予算はどうするの、予算は非常に大事なんですけれども、予算については市長のみが有するということになりませんが、総合区長というのは法律上、市長に対して意見を言う意見具申権というのが認められています。特別区は、じゃ、どうなのいけば、その自治体のトップは当然選挙で選びますから、特別区の区長が実際のトップになります。それは市民の皆さんが直接選挙で選んだ、教育委員会も議会もそれぞれ区に1つ、予算編成についても区長がやると、条例の提案についても当然、特別区の場合は区長が、区長・議員が行って、総合区の場合は市長・議員が行うということです。

総合区というのは、今回、行政として皆さんに案として提案するのは、いくつかの行政区を足した、合区した案ですけれども、法律上は一部の区だけに導入することも可能です。例えば北区だけに総合区を導入して、ほかは行政区のままとか、そして、その合区というのはしなくても法律上の制度としては導入することが可能というような制度です。

先ほど申しあげました、まず今の大阪の現状、課題を考えますと、やはり今のままのこの大阪のあり方というのは、僕は問題があるだろうというふうに思っています。大きく1つは、都市の成長の話、今、僕と松井知事が例えばうめきたとか夢洲とかいろんなことを話し合っていますけれども、こういう都市の成長の話の意思決定のあり方、二重行政、これ、生じる。この状態についてどう課題を解決していくのか、これが1つ。

そしてもう一つが、住民の皆さんの身近なところで、できるだけ身近なところで充実させていく、そのためにはどうしたらいいか、この2つの課題があると私は認識しています。では、その課題の解決の仕方として、先ほど申しあげた総合区というやり方で、新たな制度をつかって解決していくのか、あるいは特別区という制度をつかって解決していくのか、この2つの制度があると思っています。この2つの制度について、今日、皆さんにご説明して、またいろいろ意見をお聞かせいただきたいと思えます。

なかなか今回も、この会というのはどちらかの案を選んでくださいというような、そういったものではありません。こういった課題があるというのをぜひ認識していただきたいと思えますし、そういった制度についてこういうのがあるんだなというのを、ぜひご理解いただきたいと思えます。ちょっと難しい話になりますが、できるだけ行政からもわかりやすく説明させていただきたいと思えます。

今日はいろんなご意見があるかと思えますが、忌憚のない意見をいただきたいなという

ふうに思います。本日は本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡より資料に基づきましてご説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレット、総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料に沿って説明いたします。

まず、1ページの目次をごらんください。資料は3部構成としています。

第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。

第2部では、今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から約35分間説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の大阪における新たな大都市制度について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず大都市の現状・課題をごらんください。

大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映、住民自治の拡充と効率的、効果的な行政体制の整備、二重行政の解消といった課題があると言われてしています。

もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充については、政令指定都市である大阪市は、非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。

2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と、都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。

1つは、真ん中の枠囲みの左側、総合区の設置であり、政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、行政区に変えて総合区を設置し、都市内分権という言葉がありますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。

もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは、丸、特別区の設置とありますが、政令指定都市、つまり大阪市を廃止し複数の特別区を設置、それぞれの特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、自治体の運営を行います。

その下の枠組みですが、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、さらに、その下の枠囲みに示すように、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。

しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、引き続きそれらを解決するため、たゆまぬ取り組みが必要となっています。

次の4ページ、大阪が抱える課題解決に向けてと、次の5ページについては先ほどの市長の説明と重複いたしますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会といった課題の解決を図っていく必要があります。

さらにめくっていただいて、7ページの総合区制度、8ページの特別区制度につきましては、この後、それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下に「ひとくちメモ」とありますが、ご参考としてところどころにこういった用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に第2部、大阪における総合区の概案について説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線枠囲みの概案の位置づけをごらんください。

これから説明する総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて、皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論も踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。

総合区制度の概要についてですが、上の網かけをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は政令指定都市において、住民自治を拡充するため現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、皆さんが今お住まいの区、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が今回新たに検討している総合区の制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目の区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も、区は市の内部組織になります。

今の区と総合区の違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は副市長と同様に議会の同意を得て、市長が選ぶ特別職の公務員となります。

次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策、企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例、これは、大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となっています。これらの仕事については、市長にかわって区長が市を代表して、区長の判断と責任で仕事が進められます。

さらに、その下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や予算の編成に当たって、市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の全ての区ではなく、一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で全ての区を総合区にするという前提にしています。

以上が総合区制度の概要です。

次に12ページをごらんください。

総合区の意義、効果及び課題について説明いたします。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントいたします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示して

いますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の枠囲みをごらんください。左側、効果としては、住民に身近な総合区で行政サービスを提供することにより、1つ目の丸印、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや迅速な対応が期待できるなど、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現が可能になると考えられます。

一方、課題については右側の1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで職員数の増加が見込まれるとともに、丸の2つ目、専門職員や専門的なノウハウの確保が必要となり、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区長や区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性、専門性の確保が難しいといった課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に13ページをお開きください。

まず、総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方、前提について説明いたします。ページの中段、黒い四角の事務レベル案をごらんください。総合区が担う仕事については様々なレベルが考えられますが、今回の概案ではA案からC案の3つを設定いたしました。

A案、現行事務プラス限定事務は右側の欄に、現在の区役所事務に加え一般市並みの事務とありますが、今、大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などで実施している仕事のうち、住民に身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。

B案、一般市並み事務は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。

C案、中核市並みの事務の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内でいいますと東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。

わかりやすく言いますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印に記載のとおり、いずれの案においても市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらの事務については総合区に移さず、引き続き局の仕事、市長が判断する仕事として残ります。

これは、総合区はあくまでも大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数案です。総合区の検討に当たって現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が、約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、5区、8区、11区としています。

資料に補足ですが、総合区の導入に当たりましては必ず合区をしなければならない訳ではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員を配置する必要があり、24区のまま区役所の体制整備を図っていくことは、職員の数やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区した案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。

先ほどA案からC案の3つの事務レベルを説明いたしましたが、総合区では区役所が行う事務を増やします。真ん中の、局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は局の仕事と行政区の仕事、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置された場合、現在、局で実施している事務は、①そのまま局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置されても引き続き中之島にある本庁などを中心とした局が実施する事務であり、例としては、表の右側の丸印、大阪市という1つの自治体として実施する事務、条例や予算や、その下、市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、これは成長戦略や広域的な交通基盤整備、さらに、その下、住民サービスの統一性、一体性が求められる事務、国民健康保険など、詳しくは24ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局が行っている仕事のうち住民に身近な行政サービスを、より身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案の設定に沿って、AからCの3つの案を整理しております。詳しくは17ページから22ページに記載しており、後ほど詳しく説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施いたします。

次に、15ページ、職員体制をお開きください。

ここでは総合区の仕事を増やすことや、合区によって職員数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えるという関係にあります。

こうした増減は、ページの一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に記載しています。表をごらんください。A案では、縦に5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角がついていて減少しますが、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合でも、現行より職員数が増加する試算結果となっております。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印にあるように、一定の仮定のもとで試算したもので、確定した数字ではありません。

次に、16ページをごらんください。

ここでは、3つの事務レベル案ごとに、きめ細かい行政サービスの提供や行政の効率性という視点から、区の規模を検証し、できるだけ職員数を増やさないという視点と合わせ検証しています。今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表の四角で囲った部分をごらんください。A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としてしています。

それでは、これらの概案について、それぞれ詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区の数には8区か11区、その場合は概ね現行の職員数の範囲

内での設置が可能と見込んでます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務の内容、主なものをごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に記載しています。点線で囲んでいるのは、現在、区役所で行っている事務です。その外にある事務の名前、これが局から区に移される仕事です。A案の場合の総合区が設置されると、例えば、こどもの分野では、保育、子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、まちづくり、都市基盤整備の分野では、例えば、道路、公園を維持する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

なお、事務の内容の詳細は、25から28ページに分野ごとに整理しておりますので、後ほどごらんください。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの具体例を示していますが、その一部を説明いたします。前のスクリーンをごらんください。

総合区で変わることで、A案で道路の日常管理、放置自転車対策です。

現在、皆さんからいただく要望、例えば道路の穴ぼこの補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織である局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事になることで、住民の皆さんからの要望に対して、直接総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどが、より迅速かつきめ細かな対応が可能になります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは、引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

資料に戻りまして、19ページをお開きください。19ページです。

次に、B案の総合区ですが、区の数はいくつか8区、その場合は概ね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。

総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には、白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では保育・子育て支援として、市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、例えば、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管いたします。

このB案の総合区で期待される効果については、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。

こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所の設置に向けたフロー図のとおり、現在は、中ほどの②地域調整、具体的には、認可保育所を区内のどこにつくるのかについては、区長の仕事ですが、③事業者の募集決定は市長の仕事となっています。図の右側、これが総合区になりますと、②の地域調整から、③事業者の募集決定までが一元的に区長の仕事になることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度、資料に戻りまして21ページをお開きください。

C案の総合区では、区の数はいくつか5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印をつけています。例えば、こどもの分野では児童虐待対策として、こども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果については、恐れ入ります、もう一度、前のスクリーンをごらんください。

3つの具体例の中から、こども相談センターについてです。

こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告、相談を、24時間365日体制で受け付けておりますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。これが図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織になり、両者の連携が一層密になることで、虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って、23ページをお開きください。

今後の検討事項について説明いたします。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域、区割り、総合区の事務所の位置です。

今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする3パターンをお示ししましたが、今後どのようなエリアで合区して総合区を設置するのかを初め、総合区の名称や総合区役所をどこに置くのかについても検討を行っていきます。

なお、米印ですが、合区に際して現在の24区役所及び保健福祉センターについては、総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

その下の二重丸、総合区の設置に伴うコスト、具体的には職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後、具体的に検討していきます。

最後になりますが、11番、総合区案の取りまとめに向けましては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や、市会のご議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。

なお、最終的な1案については、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、大阪市に合った事務の範囲や区の数などに関して、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、検討してまいります。

また、3枚、資料をめくっていただいた29ページをごらんください。

ここには、他の政令指定都市と大阪市の行政区の数の比較、1区当たりの人口、面積や、市内の各行政区ごとの人口、面積に関する資料をご参考として添付しております。

以上、ここまでが、第2部の説明です。

では、引き続きまして第3部、特別区制度についてご説明いたします。

30ページをごらんください。

初めに、「ご留意いただきたいこと」、ここをごらんください。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な制度案はありません。

これから、特別区の制度案づくりにおいて、どのような事項について決めていく必要があるのか、このイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会で使用したパンフレットの考え方などをお示ししております。制度案については、皆さんからいただいたご意見を踏まえながら、今後検討を進

めていくこととなります。

では、31ページをお開きください。

まず、特別区制度の概要ですが、特別区は、一般の市町村と同じように、みずから税金を徴収し、予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能となりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般的に政令指定都市と言われる制度です。右側が、東京都の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長ですが、政令指定都市は市全体で1人の首長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は、各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務としては、政令指定都市も特別区もともに、一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は、市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区のほうは、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下になりますが、それらを活用して都や各特別区で財政調整を行い、必要な金額を分配いたします。

次に、32ページをごらんください。

真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。

特別区の制度案についてどのような事項について検討し、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続についてお示ししています。

まず、(1) ですが、特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) ですが、その協議会において、右下の太線枠内に記載してい

る特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3)、協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4)、特別区の設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5)、総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して、皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明いたします。35ページをお開きください。

まず、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、中央区の5つの特別区を設置することとしておりました。それぞれの区のエリアは、右の欄の特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに、区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページの下備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所で実施している事務は引き続き現在の区役所で行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。

先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと。次に、区域について、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと。さらにその下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に、議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、大阪市会の議員定数を5つの区に割り振ったことなどを示しております。

一番下の網かけですが、この項目に関して、平成27年当時、住民説明会でいただいた主な質問・意見をお示ししております。例えば、区の名称、考え方や名称変更の可否を初め、区域の考え方、区域変更の可否、本庁舎設置の考え方、新庁舎建設の必要性、議員定数の考え方などに関するものがありました。

この後、説明いたします各項目ごとに当時の質問とご意見を同じように網かけでお示ししておりますので、またご参照ください。

次に、37ページをお開きください。

(2)特別区と大阪府の事務分担につきまして、真ん中の表の事務分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側にあるように、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、また、その下の四角ですが、広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなどを行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として、大阪全体の成長、

都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。

(3) 一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、一番上の右にあります。専門性の確保は特に必要なもの、サービスの実施に当たり、公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば、下の例にある国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うこととしていました。

次に、(4) 職員の移管(特別区の職員体制)ですが、特別区の職員体制については、黒ちよぼのところ、近隣中核市5市をモデルとあります。少し下の米印をごらんください。これは大阪都市圏にあって30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市など5市のことでありまして、その職員数をモデルに必要な職員体制を整え、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴い、その仕事に必要な職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。

(5) 税源の配分・財政調整につきましては、1つ目のひし形のところで、各特別区に必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金の確保をし、各特別区の税収入に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は大阪府で特別会計という本来の府の税金とは別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用するというをお示ししてしました。

次に、40ページをごらんください。

(6) 大阪市の財産と債務の取り扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持っている株式などの財産がどうなるのかについて示してしました。①の財産ですが、1つ目のひし形、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐこととしていました。また、2つ目のひし形、株式、大阪市が積み立ててきた基金、すなわち貯金のことですが、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目の四角、大阪市で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、(7) 大阪府・特別区協議会につきましてはいろいろ書いておりますが、まとめて言いますと、特別区が必要な住民サービスを提供できるよう、大阪府と特別区が対等な立場で話し合う場として、特別区の仕事に必要なお金のことや、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて協議すると、大阪府と特別区で協議が調わない場合は、第三者機関を設け、円滑な調整を図るということにしています。

最後の(8)では、特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上、旧協定書に基づく内容を説明いたしました。

特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありませんが、皆さんからいただ

くご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として、旧協定書における特別区のイメージを、また、42ページには、各項目ごとに記載しておりました主な質問・意見に関して、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問と回答を、大阪市のホームページで現在もごらんいただけることを記載しております。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明のほうは終了いたしました。

これより約1時間、皆様方からご意見、ご質問をお聞きしたいと存じます。

冒頭お願い申し上げましたけれども、総合区制度、特別区制度と関係がないものや、また政治的な主張等、開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

もし、そういった趣旨のご意見、ご質問とこちらのほうが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

また、今回、なるべく多くの方々からご意見をお聞かせ願いたいと思っておりますので、質問も含めまして、ご意見につきましては1人1問でお願いしたいと存じます。また、お時間あれば何回でも挙げていただければ結構なんですけど、まずは1人1問でお願いしたいと存じます。

まず最初に、ただいま説明いたしましたけれども、それに関してご不明な点であるとか、ご確認したい点がございますたら、そちらのほうの質問からまず受けたいと存じます。ご意見につきましては、その後、お伺いさせていただきますのでご了承願います。

ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私のほうで指名させていただきます、お座席のほうまで担当のほうでマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ、先ほども言いましたが、多くの方々のご質問やご意見をお受けしたいと思っておりますので、ご配慮をお願いいたしますとともに、私のほうからお願いいたしましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、先ほどの説明等につきましてご質問のある方、挙手願います。

私から見て右のブロックの後ろから3番目の方、よろしくお願い致します。

(市民)

すみません、借金についてお伺いをしたいんですが、今、総合区の3案及び特別区の1案、それから現状のままいくというものを入れて5つあるとすれば、大阪市の借金はどれが一番早く返せるんでしょうか。返せるというか減らせるというかですね。

(吉村大阪市長)

借金については、何か新たなものをつくれれば、当然借金は増えますし、無駄な使い方がふえればどんどん借金は増えていくということになります。ですので、この制度がこうだったから借金が増えるというものではないというご理解をいただきたいと思っております。例え

ばですけれども、何か新たな制度に伴って庁舎をつくるとなれば、当然これは、借金はその分増えるということにはなります。ただ、そのかわり、庁舎ができるということになりますので、これは具体的にどういったものをつくるのかというのが確定しないと、なかなか借金が增える減るといのは、直接制度には関係ないというふうに思ってもらったほうがいいのかなと思います。今やっている市政でも、大体1,000億円ぐらいは借金減らしていつているんですけれども、これ、あの市政の予算の組み方にかかってくると思いますので、この制度から借金の減り方とか増え方とかいうものに直結はするものではない、ただし、新たなものをつくるとなれば当然借金は増えますので、そういったことになるのかなというふうに思います。

(司会)

すみません、前から4番目の方。

(市民)

大阪経済人の〇〇と申します。都島に住んでいて、ちょっとこの説明によると、総合区がメインに書かれていると思うんですね。かなり詳しくですね。特別区の問題というものは余り書かれていないと思うんですけれども、その辺は、大阪、ちょっと言いにくいんですけれども、維新の会としては、どちらを……

(司会)

すみません、ここは、最初に言いましたけれども、行政の説明会の場ですので。

(市民)

失礼しました。そうすると、この総合区の問題と維新の会との違い、もう少し説明、大阪総合区というのは、大阪市が残るとい解釈でいいですか。そういうことでいいですね。

(吉村大阪市長)

総合区は大阪市を存続させたままやるということになります。

(市民)

わかりました。失礼しました。

(司会)

真ん中のブロックのピンクのシャツの……

(市民)

都島に住んでいる〇〇ですが、11ページの人事について任命権があるということになると思うんですけれども、これは採用とか、職員の条件、給料等の条件についても区長が決定できる、統合区長が決定できるということなんでしょうか。

(吉村大阪市長)

全体としては、まず大阪市でこの採用の数とか方針とかというのを決める。予算が大阪市として全体としてありますので、そういった意味で、全体の人員計画とか、そういったものは市長が決めるということになると思います。ただ、具体的に市の職員を任命するという場面になれば、総合区長のほうが決定することができると、そういった形になりますね。ですので、例えばですけれども、総合区の区長が自分の判断で予算をつくって職員を採用するというようなものではないという形になります。もう少し、じゃ、ちょっと職員に詳しく説明させます。

(手向副首都推進局長)

今、市長が申しましたように、大阪市全体としての採用計画というのは、これはやはり市長のほうの判断で数を決めることになります。したがって、新規の採用というのは大阪市全体でやっていくと。ただ、総合区長のもとで、総合区役所の中の人事につきましては、総合区長が基本的にどういう人材をはめ込んでいくかということについて決定できるようになりますので、そこは法律上、認められた権限ということになりますので、今までよりも強い人事権があるということになります。これでよろしいでしょうか。

(司会)

そしたら、真ん中のブロックの、はい、よろしくお願いします。

(市民)

〇〇と申します。いろいろマスコミ報道等でこの総合区・特別区の住民投票を市長は2018年にやりたいという意向というのを伝え聞いておりますけれども、ところが、こういう地域のいろいろな部局のブロックですとか、いろいろな交通局民営問題ですとか、区の出先機関の管轄とか、ああいうのを精査して、住民がいろいろ判断するという時間を考えたときに、いろいろな今までの市町村合併とか、ああいうのの経緯の時間の流れから見ると、2018年で決めるというのは非常に残酷なことだと思うんです。いろんな地方自治関係の学会等の見解ですとかシンポジウムとか、そういうのもいろいろ積み重ねて精査していくと、せめて2019年の統一地方選挙とダブル選挙、その辺でいろいろ案を提示して、判断していただいて、それからというのが流れ的には穏当だと思うんですが、いかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

私自身が今回、市長として就任しているのも、まずは特別区の修正する案をつくらせてほしいということを訴えてまず市長に当選しました。そして、僕自身はこういった、きょうの説明会もそうですけれども、丁寧に説明をしていって、それから市議会でも皆さんとしっかりと議論を交わして、一つ一つ着実にしていきたいというふうに思っています。そういった中で自分の任期である平成30年の秋に住民投票をもう一度したいというのが、これが僕の思いです。そこのスピード感がちょっと違うんじゃないかというご意見もあろうかもしれませんが、これは、僕自身は、できるだけ丁寧に説明をして、住民の皆さま

んに理解を得られるようなもの、総合区についても、特別区にしてもそれぞれ別の案をつくって、説明を果たしていくということをやっていきたいというふうに考えています。いずれにしても、そこにたどり着くには当然手続が必要になりますので、それぞれの法定協議等も立ち上げて、様々な手続があります。そういった、きちんと手続を経てやるということが必要になってくるんだろうなというふうに思います。

(司会)

そういたしましたら、右のブロックの後ろから5番目の方ですかね、一番右端の。

(市民)

すみません、総合区のことでご質問したいと思うんですけども、提案として5、8、11というふうなことがあったと思うんですけども、ご説明の中では24区をそのまま総合区にもできる、法律的にはできるというお話だったんですけども、それはちょっとコストがかかるからというようなご説明だったかなというふうに思うんですけども、具体的にどれぐらいかかるのかとか、その根拠が必要だなというふうに思うんです。きょうの説明の住民自治の拡充ということでは、当然、5、8、11、どういう区割りになるかはこれからやと思いますけれども、非常にまた区が遠くなっていくような感覚が、住民の側には出てこないかなということもあって、24区のまま総合区にするということも一つの案ではないかなというふうに思うんですけども、そのことを検討していただきたいし、今回提案がないという理由についてご説明をいただければと思います。

(吉村大阪市長)

この資料で16ページを見ていただきたいというふうに思います。これはそれぞれ、今回、素案として提案させていただいています。1つの案に収れんさせていきたいと思っていて、今の段階で5、8、11というもの、ここの区数というのは、確実に、じゃ、これで固まっているのかというと、そうではない、一応、目安として判断いただけたらと思います。目安です。それから、A案、B案、C案、ここに事務レベルというのが、権限、事務をふやしていく場合はどうかというふうになっているんですけども、これを見ていただいたらわかると思うんですが、事務レベルを増やす、例えばC案の中核市並みの事務ということにしたときに、11区の総合区にしたらどうなるかということ、人数だけでも540人から800人ぐらい人員増しないと、これ、なかなかやっぱりコストがかかりますので、それだけの総合区に住民サービスを上げていくとなれば、それだけ人員コストも必要になってきますから、当然、人は要るということになります。ですので、今回の24区のまま、総合区だけにする、事務を、また変えないというのであればそれでいいのかもしれないですけども、大事なことは、総合区にできるだけ、今、中之島でやっているような事務を、権限をおろして行って、そこで判断できるようにしていくというのがこのみそになりますから、そういった意味では、一定24区のまま、今の行政区のまま全部を総合区にするというのは少し趣旨が違うのかなというふうには考えています。

(市民)

人数はどういうふうに根拠を出されているんですか。

(司会)

マイクを通して……

(市民)

すみません、人数、具体的にこれぐらい人数が増えるとかというふうに、ご説明が今あったと思うんですけども、当然、こういう数字を出すに当たっては、根拠が必要だというふうに思うんですけども、どういった根拠でされているのかというのが……。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

すみません、細かい積算のことですので、15ページをごらんください。

15ページの職員数の試算という真ん中のところに、その右側に米印、ちょっと小さい字で恐縮なんですけれども、過去の市税事務所の再編事例をベースに一定の仮定をおいて試算ということでございます。これは平成19年に24区役所にあった税務課を、当時、6つだったか、7つだったかの市税事務所に再編いたしました。そのときの比率であったり、データをもとに、今度は逆に、1つの局から5区や8区や11区に部署をばらした場合にどういった比率で変わるのかというのは、このときの数字、データをもとに計算しています。計算の積算としては今のが根拠になります。

(司会)

そしたら、ほかにご質問の方おられますか。

そしたら、すみません、左側のブロックの前から2番目の、はい。

(市民)

友渕地域活動協議会の〇〇と申します。

内容のほうは今話を聞かせていただき、資料のほうも目を通させていただきました。当初、大阪都構想を行っていく中で、提案をされている内容がございまして、それが住民投票により反対という結果になりまして、要は、単純に中身の中ではいろいろと細かい質問等もありますし、また非常に納得する部分もございます。1つ、素朴な質問なんですけれども、要は名称を変えた新たな大都市制度、中身はほぼ大阪都構想の内容と類似しているんですけども、これを要はまた新制度という形で大阪市のほうは議論していったって、またそれを選挙と、反対、賛成をやるということが非常にちょっと私には理解できない。一旦、反対とジャッジを下されている中、また内容を見たらほぼ同じような状況になっているということで、単純な素朴な質問なんですけれども、制度を名称を変えてまたやっていく必要があるのかどうかということをちょっと質問させていただきたいと思います。以上です。

(吉村大阪市長)

まず、昨年5月に否決されました特別区の協定書の案、今回、意見を聞くのに参考とい

うことをつけさせてもらっていますけれども、これは否決されていますので存在しないということに、法的には存在しないということになりますから、これをどうというものではありません。これについては特別区というのは大都市法という法律に基づいて、こんなことを決めてくださいねということが法律で決まっていますけれども、それがいわゆる特別区という制度のたてつけですので、それについて新たな、よりよいものをつくっていききたいというのが私自身の考えです。それと並行して、この総合区というのを新たな制度として、これ認められていますので、それについてもよりベストなものをつくっていききたい。今の大阪の課題解決をするためのよりよい制度をつくって、皆さんにご判断をいただきたいというのが私自身の考え方になります。だから、それについて理解を得られるようなことはしていきたいなというふうに考えています。

(司会)

そうしましたら、今挙手されている、前から3列目の方です。

(市民)

3ページ目の二重行政の解消ということが一番の根幹だと思うんですけども、以前の大阪都構想のときにも同じような形で書いておられるんですけども、二重行政の無駄をなくして、医療、福祉、教育の充実と大阪の発展をということなんですけれども、この後の説明は施策の説明なんですけれども、これを二重行政が一体何なのかを一覧表記するような形でお示ししていただけなかったら、二重行政の根幹というのはちょっとわかりにくいんじゃないかなと思うんです。冒頭に吉村市長がちょっとわかりにくいと言われたんですけども、わかりやすいような表現を全部ディスクローズしていただきたいと思います。そのときには、大阪市とか府の直轄の組織と、それに基づく関連組織もあると思うんですけども、その辺も含めて出していただければ、確かにこれだけ二重の行政があるんだというのがわかると思うんです。

それから、24区が11区とかあるんですけども、今、日本の人口のトップは東京都なんですけれども、2番目が横浜市です。大阪市は既に3番目に転落しておる訳なんです。東京は23区、ご存じなんですけれども、横浜は18区で、大阪は24区なんです。ただ大阪24区をご存じの方は、我々のケイジの中でも非常に少ないです。そしたら、東京都の職員は何人で、横浜市の職員は何人で、大阪市の職員は3万5,400人と、その辺も全部ディスクローズして説明していただければ、これまた住民説明のときに非常に参考になると思うので、私は前回の大阪都構想の69万8,000人を尊重していただきたいなと、そんなふうに思います。

(司会)

それはご意見として承っておきます。

(市民)

二重行政をディスクローズしていただけるかどうか。

(吉村大阪市長)

二重行政についてなんですけれども、本当にわかりやすく言うならば、今、知事と僕がここにいます。大きなことを決めるというのはこの2人が一致の方向を持たないと決まっていけません。例えば、先ほどの淀川の左岸線は都島の下も通りますけれども、これについても今、僕と知事が同じ方向を向いているから進めるという形になります。それは知事も同じような道路の権限があり、私も同じような道路の権限がある。でも私は市域の権限、知事は府域、市域以外の府域。でも道路としては同じ道路を通っていく、そういう時に知事と市長が違う方向を向くと、これは一切進まない。これはまさに道路に関して二重になっている訳なんです。同じ方向を向かないと、何も決まらないというのが大阪の典型的な例だと思います。それ以外に同じような施設とかたくさんあるんですけれども、そういった大きなことをするということについて常に二重に重なっている部分、これは僕は市長になって本当によく思うんですけれども、それは、これ何とか今、同じ方向で調整しながら進めていっていますけれども、仮にもし僕が、知事さんと考え方が違いますからやめますという話になったら、大阪市、大阪の完全に大きな方向性については進んでいかない、まさにそんな仕組みになっていると思います。具体的にわかりやすい情報のディスクローズをしてください、公表してくださいというのは、まさにちょっと言葉だけだとなかなかわかりにくいことはあるかなと思いますので、ちょっとそこは、今後、議論が進んでいく中でやっていきたいと思っています。きょうは、総合区と特別区のそれぞれの制度の説明をまず最初に持っていきかけたので、ちょっとそこはわかりやすく説明したつもりになっている考えなんですけれども、より一層話が進んでいけば、情報もディスクローズというか、わかりやすくするにはどうしたらいいかということはぜひご意見として受けとめましたので、ちょっと考えていきたいなというふうに思います。

(司会)

そういたしましたら、質問はとりあえず最後のかたで、また後ほどお時間あったらあれですけれども、右端のブロックの方、後ろから4番目の方ですか。

(市民)

この提案の前にあります副首都化の推進ということを掲げて大都市の改革として考えるという、このそもそもの副首都化の推進が市民生活の向上とかいろんなことで私たちに大きく影響してくるんだというあたりがよくわかりませんので、そのことをもう一度お話しいただきたいんですけれども。

(吉村大阪市長)

まずこの副首都化というのは、今ちょうど議論はしている最中のところでもあります。今、中間取りまとめをしている最中でして、例えばですけれども、わかりやすい例でいうと、今、完全東京一極集中になってきて、そして、東京は仮に大きな震災とか首都機能がなくなった時に、じゃ、どうなるのかという時に、日本の全体のことを考えた時に、バックアップ機能を持っているエリアというのは今のところなかなかこれはないと、そういった意味でバックアップ機能を大阪が持つためにはどうしたらいいのか、あるいは経済の分

野、政治の分野、さまざまな分野においてそれぞれ充実したものはどうあるべきなのかというようなことについての議論、そういうのが一つあったりもします。要は、住民の皆さんの今の生活にどう直結するんですかと言われたら、そういった大きな話になってしまうんですけれども、そういった全体の大きな大阪の成長、そして東京の一極をなくしていくという、東西二極の2極目を担っていく、それで経済を成長させていって、当然、経済が成長すれば皆さんの雇用とか景気とか、そういうのをよくしていく、それがよくなれば当然医療とか教育とか福祉とか、そういったことも充実できていきますので、そういった意味で経済の基盤もそうですし、リスク管理の基盤もそうですし、そういった副首都の機能を強化していく、そのために大都市の制度のあり方はどうなのかということも議論していきたいなというふうに思っています。副首都の具体的な中身についての中間取りまとめをしていますので、また、議論の最中ということもありますが、逐次、皆さんに発表してご報告できるような形をつくっていききたいなというふうに考えています。

(司会)

そういたしましたら、今から質問もそうですけれども、ご意見のほうも含めていただけたらと思います。もちろん、質問のある方も手を挙げていただいて結構です。先ほどのご質問も含めたご意見等を頂戴いたします。

そしたら、左端の一番後列の女性の方です。

(市民)

2つあるんですけれども、1つは、特別区の区長は選ばれた区長で、そこには区議会議員がつくということですから、総合区の区長はえらい権限があるみたいで予算も区長の権限で決められるというお話だったと思うんですけれども、そこには区議とかで監視するというか、ちゃんと話し合いができる人たちというのは、同じ足並みそろえて物事を進めていくときに、そういう立場の人たちはいないんでしょうか。ということが1つ目です。

(司会)

今、そしたらその部分についてお答えさせていただきます。

(吉村大阪市長)

まず、総合区の場合、その総合区の区長が予算を決められるというふうに捉えられたかもしれませんけれども、決めることはできないんですね。決めるのは全体の市長がいますから、市長が決める。こういう予算にしてくださいねというような意見を言うことができる、これが総合区の区長ということになります。総合区の中で、じゃ、どういうチェックのシステムがあるのかということですから、当然、市議会議員というのはいるわけですから、総合区になってもね、でもそのエリアについての総合区の中での議員もいるわけですから、これは今後の制度設計にもなってきますけれども、そういった中でしっかりと総合区の区長がやることをチェックするという仕組みをつくっていくことは可能だというふうに思っています。

(市民)

可能というか、そこは必ず要ると思うんですけども。

(吉村大阪市長)

はい、そこについては区長についてもどうするのか、区長をきちっとしてチェックしていくというか、そういう仕組みというのは必要だろうなというふうに思っています。

(市民)

はい、お願いします。

(吉村大阪市長)

区議会議員はいません。区議会議員はいないですけども、それは市議会が総合区の範囲の中でチェックをしていくということになるかなというふうに思います。今の区役所だってそういうことですね。今の区役所だって区長がいて、権限は区長になかったとしても、それぞれの区の議員が区役所の区政というのは見えていますので。だから、そういう意味では、今のをちょっと広げるような、そんな形になると思います。議員は市議会議員がやるということになると思います。

(市民)

すみません、じゃ、特別区の場合の区長と、そのときの市議会が区の中で話し合ったときに、そこで認められたら市議会を通さなくても区の中の議会だけで物事は進んでいくということですか。

(吉村大阪市長)

それは総合区について。特別区について。

(市民)

それは特別区のほう。

(吉村大阪市長)

特別区については、区議会議員も皆さんが選挙で選べます。区議会議員として選ぶ。区長も皆さんが選挙で区長として選ぶ。だから、区長と区議会議員で完結するということになります。

(司会)

すみません、ちょっとほかの方も……。

(市民)

もう一つ、前の質問、あと1個の質問が、今日のご提案いただいている概案というのは、市長も知事もお越しくださっていて、市と区からの概案ということという認識でいいんで

しょうか。というのが、つい今年だったか去年だったか、自民党とかほかの党と、大阪府会議とかポソツ会議とか言って、えらいもめていたと思うんですけども、今日ご提案いただいている概案というのは、ほかの党もみんなで話し合っただけで賛成し……

(司会)

これは行政としての説明会、大阪市としての行政としての説明会というところで冒頭お話しさせていただいたと思うんですけども……。

(市民)

行政、じゃ、ここに書いていることとか入れてくれていることというのは、大阪市として全体が賛成した、もう決まっているというか、ほかの党も一応オーケーのままで載っているんですね。

(吉村大阪市長)

いや、それはまだこれから決めていくことになりますので、今回はあくまでも大阪市の行政の案として出していますので、それぞれまた別に議会で、それぞれの政党、自民党とか公明党とかいろいろありますけれども、その議会でこんなのでいきましょうと決まった案ではないです。まず、進め方として、行政で案を出して、それで議会の承認を得る、そういった形の基本的には進め方になりますので、意見をもらおうと、今回はあくまでも確定なんじゃなくて、議論のための素案という理解でいただけたらなと思います。

(市民)

わかりました。ありがとうございます。

(司会)

そしたら、真ん中のブロックの後ろから6番目ぐらいの男性の方。

(市民)

都島に住んでいます〇〇といます。

吉村市長を初め事務局の方、本当にご説明ありがとうございました。

これで十分わかったという訳ではないんですけども、これだけ見ていると、15ページ、16ページというのは何か人がより少ないほうがええやないかと、こんなご時世になっていますから、より少ないほうがええやないかと誘導するようなことにならないのかなというふうに、ちょっと思ったりもしていました。説明を聞いていると何かよいことづくめばかりのような感じがいたしましたけれども、質問としては、仮に総合区となった時に、本当に住民サービスというのは向上するのかどうか、ここについてちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。昨年5月に、先ほど友渕の〇〇さんも言われましたけれども、昨年5月に否決をされているんですよ。何かこの話を聞いていると勝つまでじゃんけんするのとか、子供の世界じゃないんやからね、勝つまでじゃんけんするのとかみたいな気がしてなりません。むしろ、そんなことをするよりも、日々の生活上困難になっている、例

えば赤バスを増やしてもらおうとか、それから市バスの便数を増やすとか、それから駅に安全柵を設けてもらおうとか、地下鉄の値下げをすとか、まだそんな方向にむしろ考えていただければどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(司会)

すみません、ちょっと確認しますと、今の総合区、すみません、もう一度、趣旨確認させていただきますと、今の行政区のままでほかにいろんな施策をすべきだというようなことですかね。よろしいですか。

(吉村大阪市長)

それぞれの施策について、よりよいものを実行していくというような、これは当然やるべきことですので、これは皆さんから、じゃ、今の市長、全然できてないやんかご批判を受けること、あるかもしれませんが、私自身は今、市長という立場で今の制度の中で、どうしたら行政サービスがよくなるかという思いでさまざまな施策については取り組んでいっています。不自由な面があるというご意見かもしれませんが、そこは大阪をよくするためにどうしたらいいかという思いで日々の政策に取り組んでいっています。この制度については、今後、考えたときに、どういった制度がよりこの大阪にふさわしいだろうかという観点で今考えていっている、そういうところです。よりよいものを常に目指していくというのが私自身のやり方です。

(松井大阪府知事)

今、いろいろご意見あって、勝つまでじゃんけんはやめておけという話なんですけれども、これは民主主義の中で、吉村市長も言いましたけれども、11月22日、去年、僕たちはやはり5月の結果は重く受けとめるけれども、あの設計図はだめだった、協定書は、5月17日の。でも、大都市制度のあり方を見直すということについては、もう一度やらせてほしいということで選挙に、公約に掲げましたから、その公約の中で前回、5月17日のあれと同じものは、これはもう駄目です。これは否決されているから、重く受けます。でも、大都市制度というものをもう一度、一からつくり上げようということは大阪市民、府民の民意を得た、こう思っていますので、今日、こうしてその制度として総合区、そして特別区という制度がありますけれども、皆さん方の意見とご質問を受けたいということ、要はその議論を積み上げていっている段階なので、この今日の時点で我々はどちらも今のところは否定していませんが、大都市制度を見直さなければならないというのは公約に掲げているので、それは任期の中でなし遂げたい、こう思っています。

(司会)

ほかにご意見、ご質問ございますか。

そしたら、真ん中の列の前から4番目の方、お願いします。

(市民)

都島区に住む〇〇と申します。お尋ねしますのは、私、この点については専門家でない

から、はっきりしたことはわからないということをお尋ねしたいんです。東京の場合、東京都で集めた税金を23区に配分した場合、大体、その集めた7割を23区に配分されると。もしそれ、特別区というのができたときに、大阪府で徴収した税金を大体、その方がおっしゃるには、3割程度の配分になってくると。こうなってきますと、これが本当としますと、今現在、大阪で住んでいる私たちの住民サービスが非常に低下してくるという心配が出てくる訳ですね。これ、根拠が本当にそろっているかどうか私、わからないで発言しておる訳なんです、もしこんなことになってきたら、やっぱりちょっと大阪市に住んでいる一人としてちょっと将来心配だなというような気がするんですが、この点についてひとつお答え願いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

(吉村大阪市長)

まず、現時点で特別区の案というのが、新しいものがある訳ではありませんので、具体的なことは言えないですけれども、前の案で仮に比較として申し上げるならば、まず先ほど3割の財源とおっしゃいました、それ、逆でして、7割の財源が特別区に入ってくるというようなことになります。ですので、前提の事実を誤解されている部分があるのかなというふうに思います。じゃ、具体的にどうするのということですが、今の住民サービス、これは当然、下げないような形でやっていこうというのは、前の案でもあります。これからの特別区案をつくっていくのは、住民サービスが下がったら意味がありませんので、下がるような仕組みだったら意味ないと思いますから、より身近なところで住民の意思決定ができ、住民サービスが充実できる仕組みというのを新たな特別区の制度の中で作り上げていきたいというふうに思っています。僕自身も隣の北区に住んでいますし、大阪市をよくしたいという思いでこれに当たっているわけですから、別に何も悪くしたいという思いは一切ありませんので、大阪をよくしたいという思いでやっていますので、その中でやっぱり今の課題というのは、制度の課題というのは、解決するものは解決して、よりよいものを目指すべきなんじゃないのかなというふうに考えています。

(司会)

ほかに意見のある方、おられますか。

真ん中のブロックの一番後ろの方ですか、はい。

(市民)

失礼します。吉村市長がさっき言われた、より身近なことを、何でしたっけ、より身近なところということで、僕もそういうふうにしていただければ大変ありがたいと思います。今日は、市長さんも知事さんも一緒に来られているので、より身近なところということで、1つちょっと疑問があるので、それをお聞きいただきたいと思います。この前まで大阪市立の支援学校、この近くでいいましたら旭区に思斉と光陽という……

(司会)

すみません、それは今日の総合区の……

(市民)

ものすごく関係あります。新たな大都市制度に関する意見募集ですね。だから、大都市制度にしてどうなるのか、大都市制度になる場合というか、二重行政というのがよく出てきましたけれども、この大阪市立の特別支援学校が今まであったんです、ところが、それを府立にするということが決まって、府立になってしまったんです。でも、大阪市の特別支援学校に来ている子供たちは、多くは大阪市民ですね。ということは、大阪市が一番近いんです。大阪府は広域行政やるということで、これはもうありませんと言われた、37ページ、特別区と大阪府の事務の分担というところがあります。その中で、小中学校などは住民に身近な事務と書いて特別区に移行と。広範な事務は学校関係でいうと高等学校、大学です。今は高等学校はどこでも行けるということになって……

(司会)

そしたら、ちょっとご質問の趣旨を端的に、ちょっと時間も、皆さんご質問したいと思いますので。

(市民)

そうですね、はい、わかりました。要するに、市長が言われる、より身近なところでは、大阪市立の特別支援学校は、より身近な大阪市の大阪市立とするのが当然いいんじゃないかと思えます。それが府立になったというのはちょっとおかしいと思えます。もう一つ、都島のだよりというか区で出されているものなんですけれども、これは……

(司会)

すみません、1人1質問で、いろんな方がまだ手を挙げられていますので……。

(市民)

まだ1問終わってないんですけれども……。

(司会)

すみません、先ほど支援学校というのが、府立じゃなくて市立でというお話ですよ。

(市民)

そうですね、だから、より身近なところという吉村市長の話を受けての質問なんです。

(司会)

そうすべきだというお話じゃないんですか。すべきというご意見。

(市民)

すべきというか、だから、大都市にしてしまうと身近なところできないということで、いろいろ分けて、大都市のほうがいいということで意見を出されているわけですから、で

も、それになる前から大阪市立の学校が府立になってしまっていると。身近なところから離れているわけです。例えば、スクールバスにしたって、近所になるでしょう。大阪府のところに言ったってわからないじゃないですか。

(司会)

そしたら、すみません、総論であれば……

(市民)

まとめます。要するに、大都市になろうが特別区になろうが総合区になろうが、市民みんなが安心して暮らせるようになればいいという先ほどの吉村市長の意見に賛成です。だから、そういう意味でしっかりとこれから頑張ってもらいたいと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございます。

そしたら、ほかにまだ、そしたら、真ん中のブロックの後ろから3列目の男性の方、お願いします。

(市民)

今日はこういう場に知事と市長が出席をされて、間近で見ることができて、感謝をしているところですけども、国、府、それから市で総合区と、こうなりますと、何か二重行政解消というふうに言われつつも、四重行政になるんじゃないかなというふうな感じがします。これは感想です。私が言いたいのは、現在の24行政区でのいわゆる昨年の住民投票で多くの住民の方が大阪市を変えてほしい、住民の声が通るようにしてほしいというのが賛成、反対を問わず、正論だったと思うんです。その状況を変えられないのだろうかというふうに思う訳です。先ほどからも出ていましたけれども、住民が遠くなっている。これは合区になりますからそうですね。だから、合区でなくても、現行で総合区になることはできないのかというようなご意見もありましたけれども、わざわざ総合区にしなくても、私は住民の声が聞こえるような、届くような、そういうシステム、それこそ大事じゃないか、それは今の大阪市の役人の英知があれば、ぜひとも提案できるというふうに思う訳です。いま、区役所に相談に行くと、それは条例でできませんとか、あるいは、規則で無理ですというふうに言われるんですね。じゃ、ただ、せめて上司に伝えてくれと、あるいは中之島に届くように、具申だけでも届けてくれというふうに言っても、それは無理ですと、そこに大きな問題があるような感じがするんですよ。じゃ、これで規則どおりで、住民の声が届かなかったら解決できないじゃないですか。そういうふうな英知をぜひ持ってほしいということとして、あと、私は災害救助ボランティアとして地域の避難所の計画なんかを区役所にも相談しながら、地域活動協議会に提案をしている訳なんですけれども、それが行政区が広くなるとなかなか困難になってくるのではないかなというふうに思います。以上です。

(司会)

ご意見として伺わせていただいてもよろしいですか。ありがとうございます。

(吉村大阪市長)

それ、いいですか。ちょっと説明の仕方が悪いから誤解がある点もあるのかなと思うんですけども、ポイントは、まず、例えば都島と北区の、仮にですよ、仮にですけども総合区にした場合に、じゃ、都島の区役所はなくなるのかというと、それはきちんと窓口として残していれば問題ないということにはなりますのでね。それで、要は、そこにできた総合区、区役所が仮に北区としましょう、そうすると、比較しなきゃいけないのは、今、中之島にある権限を北区と都島区に落としていこうと、決められるようにしようというのが総合区の基本的な考え方、特別区についてはそれが完結しますからもちろんですけども、今、中之島の権限をできるだけ移譲していきましようということなんです。だから、今、中之島に非常に集約していますのでね、それをできるだけ皆さんの身近なところにしていただくと、だから、今の都島区役所よりも中之島と比較していただければわかりやすくなるのかなというふうに思いますね。

(市民)

わかっています。それを現行のシステムにも、私は、改善、こういうふうな意見です。

(吉村大阪市長)

わかりました。現行の中でできる限りのことは進めていって、よりよい制度はないものかというのをぜひ皆さんに問うていきたいなというふうに思います。

(司会)

ほかにご意見、そしたら真ん中のブロックのちょうど中ほどの、はい、よろしく願います。

(市民)

高倉の〇〇と申します。これは意見とか何とかじゃなくて要望でございます。大阪副首都については、特に異論はございません。二重行政がもしあるとすれば、当然、解決、解消が必要なんですけど、大阪市はぜひ総合区程度で残していただきたいかなと思います。それと、来年、平成29年4月予定で府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の組織統合同様、今後も大阪府、大阪市の教育推進を拡大しながら、拡大を図って、そして解決できるように、党派を超えて努力していただきたいかなと思います。それと、大阪市民同士を、口は悪いけれども、天秤にかけるような住民投票だけは二度と繰り返さないように解決できないものか、努力していただきたいと思います。以上です。

(司会)

ご要望ということで。ほかにも、はい、今、お話しされた方の右側のブロックの。願います。

(市民)

特別区については全く前の案は破棄されたわけですが、やはり新しい案を早く示していただいて、そしてまた、総合区についてもいろんな、さらに具体的な案を出していただけるような政党もあるようだから、よりブラッシュアップした案を私たちのほうに示していただきたい。特別区についてもさらに今後の日程等をもっと明らかにしていただきたいというふうに思います。

(司会)

ありがとうございます。

そしたら、左側の一番後ろの女性の方です。

(市民)

都島区に住んでおります〇〇といいます。本日の説明会では、特別区というものが去年27年度5月の選挙のときに上がっていた提案ということでの資料提示と、あと総合区の3つの提案があったと思うんです。今日は、総合区、大阪市を残しながらの総合区の説明を主にして聞いておりましたが、大阪市をなくしての特別区の新たな案ということが出てくるのでしょうか。

(吉村大阪市長)

それについては、法定協議会という、いわゆる法律の順序がありますので、そういったものを経ないかという案というのは成案していきませんが、特別区について僕自身がこの選挙でも言ったとおり、その案というのをつくっていきたいというふうには考えています。

(司会)

ほかによろしいでしょうか。

そういたしましたら、これよりまたご要望とかご意見、ございましたら、意見用紙のほうをお手元に配付しておりますと思いますので、何でも結構でございますので、書いていただければと存じます。また、後日、いろいろご疑問な点とか、制度に関してここはこうであるべきだというようなご意見ございましたら、我々副首都推進局、あるいは区役所のほうでも意見用紙、持っていただいても結構ですし、またメール等でご意見頂戴賜りたいと存じます。

それでは、長時間でございましたけれども、これで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(閉会)

(意見募集・説明会終了後の状況)

(吉村大阪市長)

皆さん、きょうは本当にありがとうございました。土曜日の時間にもかかわりませず、大阪の制度、どうすれば良くなるかという思いでやっていますので、大阪がどうしたら良くなるかという思いで、この制度の改革というのを進めていきたいと思います。きょうは本当に皆さんからいろんなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

(松井大阪府知事)

皆さん、どうもありがとうございました。きょうは役所の説明会なので、本当は言いたいこといろいろあるんですけども、政治的に発言を僕がすると、吉村市長に迷惑をかけますので、できるだけ黙っておこうというので、意見をいただく場なので、ほとんど今回発言をいたしておりません。特別区の案というのは、これは役所でつくる案は大分時間がかかります。でも、先ほどからいろいろと案は示して、説明はすべきだということなので、これは、各政党が政治活動の中でさまざまな説明をしたいと思いますので、ぜひ皆さん、各政党それぞれの意見をぜひ、この間にですね、政治家としての我々だけの発言じゃなく、各党の意見も、各党がそれぞれ説明会をやります、それは政治的発言が許されますので、それも全て聞いていただいた中でですね、大都市制度のあり方についてご判断をいただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(司会)

お忘れ物の無いように、お手元、前のほうもう一度ご確認ください、ありがとうございました。